平成２２年（フ）第１１１７号
京都市伏見区深草墨染町20番地３　ゆたかマンション204号
債務者　山西陶器店こと　山西二三夫
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３１号
京都市右京区嵯峨野有栖川町18番地35
債務者　吉本設備こと吉本弘吉こと　許　弘吉
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３２号
京都市右京区嵯峨野有栖川町18番地35
債務者　吉田小夜子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８８号
京都市伏見区下鳥羽芹川町49番地２
債務者　池田　和恵
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４５号
京都府宇治市寺山台１丁目２番地の10
債務者　福田　啓二
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２２号
京都市伏見区久我御旅町10番地48
債務者　伊知地一幸
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
兵庫県姫路市白浜町甲2496番地、従前の住所
兵庫県姫路市別所町別所170番地１
債務者　中山　尚史
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４３７号
兵庫県姫路市網干区垣内北町1739番地１
債務者　金沢勝雄こと　金　炳泰
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４５号
兵庫県姫路市四郷町上鈴171番地１、従前の住所兵庫県姫路市四郷町上鈴193番地２
債務者　駿河　正子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５５５号
兵庫県姫路市網干区津市場375番地１
債務者　杉本八重子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０３３号
広島市安佐南区伴北７丁目48番21号
債務者　藏本由利子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８７号
福岡市城南区片江１丁目25番29号
債務者　小川　豊治
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９８号
福岡市博多区竹丘町１丁目２番13―302号
債務者　合澤　榮滿
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９５２号
福岡県糟屋郡志免町南里１丁目12番12―505号
債務者　松尾　智子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２８号
福岡市西区壱岐団地53番504号
債務者　井手　隆行
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１４号
福岡市博多区吉塚２丁目３番５―405号
債務者　大賀　文陽
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２１号
福岡市南区和田３丁目27番46―301号
債務者　坂上　浩次
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５３号
福岡県福津市手光1970番地
債務者　吉田　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部